

## 社会福祉法人いずみ会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

2. 内 容

目標1 妊娠中および出産後の職員の健康や安全、相談体制の確保に努めます

〈対策〉令和7年4月以降

- (1) 妊娠に悪影響を及ぼす業務について配慮するようにします。
- (2) 妊娠中および出産後の職員の夜勤業務について配慮するようにします。
- (3) 妊娠中および出産後の職員の相談窓口を設置し、職員へ周知します

目標2 育児休業中の職員に対する職業能力の維持および円滑な職場復帰の支援を行います

〈対策〉令和7年4月以降

- (1) 育児休業中の職員が職業能力の維持や円滑な職場復帰が行えるよう、職場長による定期的な面接や情報提供などを実施します。

目標3 常勤従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり平均月5時間未満とするよう取り組みます

〈対策〉令和7年4月以降

- (1) 業務の効率化に向けた施策を実施するとともに、月1回以上の「ノー残業デー」の実施等の取り組みを通じて、所定外労働の削減を行います。
- (2) 月1回労働・衛生委員会で所定外労働時間の状況について確認します。また、その内容を職場長へ周知し所定外労働の削減を促します。
- (3) 管理者に対する時間管理の適正化の徹底をはかります。

目標4 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にします。  
男性職員・・・取得率を30%以上  
女性職員・・・取得率を90%以上

〈対策〉令和7年4月以降

- (1) 育児・介護休業等について、運営会議を通じて改めて周知を図り、制度の活用を推奨します。

目標5 子ども・子育てに関する地域貢献活動に積極的に取り組みます。

〈対策〉令和7年4月以降

- (1) 地域で開催する夏まつりや、子どもたちが主体的に参画する冬まつり等に積極的に参加をはかり、支援を行います。
- (2) 地域の子育て支援団体と連携し、施設を開放するなど積極的な交流をはかりながら、子育てに関する支援や相談を行います。

目標6 若年者や障害者に対するインターンシップ等の就業体験の機会を提供し安定就労を支援します

〈対策〉令和7年4月以降

- (1) 教育や関係機関等と連携をはかりながら、インターンシップ制度等による就業体験の機会を提供します。